

第4期石岡市障がい福祉計画



平成 27 年 3 月

表紙 「アジサイ」 古谷芳子さん
2012 ナイスハート美術展 入選



はじめに

『第4期石岡市障がい福祉計画』をお届けいたします。これまで、平成23年度策定の『第2期石岡市障がい者基本計画』及び『第3期石岡市障がい福祉計画』に基づき「誰もが安心して暮らせる石岡」を実現するため、各種福祉施策に取り組んでまいりました。

今回の計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、本市の障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援などについて成果目標を示す「第3期障がい福祉計画」を見直したものです。

本計画は、新たにPDCAサイクルの導入、地域生活支援拠点や障害児支援体制の整備など、障害福祉サービス等の提供体制の確保のための事項を定めました。また、障がい者の自己決定・自己選択の尊重と障がい種別によらない一元的なサービスの実施と課題に対応したサービス基盤整備を推進するため策定を行いました。

今後も、地域に住む全ての人々が、お互いの多様性を認め合い、地域社会で生活し参加できるまちづくりと、障がいのある方々が、興味・意欲を持ち自立し、自分らしく生き生きと健やかに地域で暮らせるまちづくりを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、尽力された石岡市地域自立支援協議会の方々をはじめ、地域や各種団体、関係機関、関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

石岡市長 今泉 文彦

1 計画策定の趣旨

「第4期石岡市障がい福祉計画」(以下、「本計画」という。)は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の「全ての国民が、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号:平成26年5月15日改正)(以下、「基本指針」という。)に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。
- (2) 本計画は、国及び茨城県の計画との整合性を図りながら「石岡かがやきビジョン」に即した「石岡市地域福祉計画」及び、「第2期石岡市障がい者基本計画(障害者基本法に基づく市町村障害者計画)」との整合を考慮し、策定するものです。

3 基本理念

主体性・自立性の確保、人権の尊重、生活の質の向上及びノーマライゼーションを基本とした「石岡市障がい者基本計画」の基本方針を踏まえ、本計画の基本理念とします。

- ①障がい者のための保健・医療・福祉の充実
- ②障がい者とともに安心して生活できる環境の構築
- ③障がい者の社会生活参加と自立の促進
- ④市民の障がい者支援への参加促進

4 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

◆ 成果目標

国が定める基本指針に基づき、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の課題への対応を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

施設入所者の地域生活移行の目標

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本としています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者117人のうち、15人（12.8%）が地域生活へ移行すると見込みます。また、施設入所者の5人（4.3%）を削減し、平成29年度の施設入所者数を112人と設定します。

項目	数値目標	備考
計画当初時点の入所者数	111人	平成17年10月時点での実績
目標基準数値(A)	117人	平成25年度末時点での実績
施設入所者数の削減目標(B)	5人 (4.3%)	Aと比較した平成29年度末時点での削減割合 (国の目標▲4%以上)
計画目標年度の入所者数…(A-B)	112人	平成29年度末時点の入所者数
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	15人 (12.8%)	Bと比較した平成29年度末時点での移行割合 (国の目標12%以上)

入院中の精神障害者の地域移行の目標

国の基本指針では、平成29年度末までに入院3か月時点の退院率を64%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上にするとともに、平成29年6月末時点の長期在院患者数（入院期間が1年以上である者）を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本としています。

本市では、県の計画における、精神障がい者の入院後3か月時点・1年時点の退院率及び長期在院者数を踏まえ設定します。

項目	数値目標	備考
入院後3ヶ月時点の退院率	64%	国の基本指針：64%以上
入院後1年時点の退院率	91%	国の基本指針：91%以上
在院期間1年以上の長期在院者数	138人	県の基本指針：平成29年6月末時点の長期在院者数は平成24年6月末時点の長期在院者数から10%以上削減した数字

地域生活支援拠点等の整備【新】

国の基本指針では、平成29年度までに各市町村又は圏域に少なくとも1つ整備することを基本としています。

本市では、国の基本指針と県の計画を踏まえ設定します。

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点数	1事業所	国の基本指針：平成29年度末までに市町村に1つ整備する。

一般就労への移行目標

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定し、その目標の設定にあたっては、平成24年度中に一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としています。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業所の利用人数については、平成29年度末における利用人数が平成25年度末における利用人数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものされています。

本市では、平成24年度と平成25年度における一般就労への移行者数を踏まえ、目標年度の年間一般就労移行者数を6人と設定します。また、就労移行支援事業の利用者数については、国の基本指針と3事業所における現状を踏まえ45人と設定します。事業所の就労移行率については、国の基本指針により設定します。

項目	数値目標	備考
平成24年度末時点の年間の一般就労移行者数	3人	平成24年度末時点の実績
目標年度の年間一般就労移行者数	6人	国の基本指針：平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	28人 (実績)	平成25年度末時点の実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	45人 (62.2%)	国の基本指針：平成29年度末までに平成25年度実績の6割以上増加
平成25年度末時点の就労移行支援事業所数	3事業所 (実績)	就労移行支援事業所数
目標年度の就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所数	2事業所 (66.6%)	国の基本指針：就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上



◆ 障害福祉サービス(活動指標)

自立支援給付のサービス見込み量

1 訪問系サービス

○見込み量算出の考え方

平成24年度からの実績を踏まえて見込みます。

平成26年度から利用実績のある重度訪問介護の定着等を踏まえて見込みます。

単位:人

区分	単位		H26年度 (推計)		H27年度 (見込)		H28年度 (見込)		H29年度 (見込)	
居宅介護	実 利 用 者 数	延 利 用 時 間	54	664	58	713	62	763	66	812
重度訪問介護			1	430	1	430	1	430	1	430
同行援護			4	15	4	15	4	15	4	15
行動援護			1	10	1	10	1	10	1	10
重度障害者等包括支援			0	0	0	0	0	0	0	0

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人とその家族が安心してらせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、更なる充実に努めます。



2 日中活動系サービス

○見込み量算出の考え方

平成24年度からの実績を踏まえて見込みます。

生活介護や就労継続支援B型の実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、施設入所から地域生活への移行、一般就労への移行促進を図る観点から、必要なサービスを見込みます。

単位:人

区分	単位		H26年度 (推計)		H27年度 (見込)		H28年度 (見込)		H29年度 (見込)	
生活介護	実 利 用 者 数	延 利 用 者 数	156	3,588	165	3,795	174	4,002	183	4,209
自立訓練(機能訓練)			1	23	1	23	1	23	1	23
自立訓練(生活訓練)			19	437	18	414	20	460	22	506
就労移行支援			29	667	34	782	42	966	45	1,035
就労継続支援(A型)			8	184	10	230	12	276	14	322
就労継続支援(B型)			63	1,449	73	1,679	85	1,955	98	2,254
療養介護			7	217	7	217	7	217	7	217
短期入所(福祉型)			20	140	22	154	24	168	26	182
短期入所(医療型)			1	8	1	8	1	8	1	8

○実施に対する考え方・方策等

特別支援学校の卒業生が身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業者や地域の関係機関との連携の強化に努めます。

長期入院者が地域移行できるように必要な訓練を実施する生活訓練事業は、地域移行を推進する上でも重要であり、事業の確保を図ります。

一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、就労移行支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター等を活用し、適切なサービスを利用することで就業面の一体的な支援を行います。

3 居住系サービス

○見込み量算出の考え方

平成24年度からの実績を踏まえて見込みます。

施設入所者の削減を図るとともに、グループホームについては、施設入所・入院からの地域移行者数を見込みます。

単位:人

区分	単位	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)	月実人数	59	64	69	74
施設入所支援	月実人数	114	113	112	112

○実施に対する考え方・方策等

入所・入院中の障がいのある人の地域生活への移行を進めるにあたり、共同生活援助(グループホーム)の計画的な推進が必要となるため、地域移行の状況を把握するとともに、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保に努めます。

施設入所支援については、障がいのある人のセーフティーネットとして、緊急性や生活実態、ニーズを考慮すると同時に、計画相談支援の質を高めつつ、見込み量に合わせた取り組みを進めます。

4 相談支援

○見込み量算出の考え方

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込みます。

地域移行支援については、入所施設、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込みます。

地域定着支援については、利用実績はありませんが、地域生活への移行者数を勘案して見込みます。

単位：人

区分	単位	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
計画相談支援	実利用者数	403	414	425	436
地域移行支援		1	2	2	3
地域定着支援		0	1	2	2

○実施に対する考え方・方策等

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、各関係機関との連携を強化し地域生活への移行の促進を図ります。

5 障害児通所支援

○見込み量算出の考え方

平成24年度からの実績を踏まえて見込みます。

医療型児童発達支援については、サービス提供事業所が市内になく利用実績はありませんが、これまでの相談実績を踏まえて見込みます。

単位：人

区分	単位		H26年度 (推計)		H27年度 (見込)		H28年度 (見込)		H29年度 (見込)	
児童発達支援	実利用者数	延利用者数	3	30	3	30	3	30	3	30
放課後等デイサービス			27	270	34	340	41	410	48	480
保育所等訪問支援			0	0	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援			1	8	1	8	1	8	1	8

○実施に対する考え方・方策等

身近な地域で質の高い支援を必要とする障がい児が、療育を受けられる場を確保するための整備に努めます。

6 障害児相談支援

○見込み量算出の考え方

平成25年度からの実績を踏まえて見込みます。

単位：人

区分	単位	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
障害児相談支援	実利用者数	39	46	53	60

○実施に対する考え方・方策等

障害児相談支援事業所と連携し、サービスの提供を進めていきます。

◆ 地域生活支援事業

必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

区分	単位	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人の理解に向け、これまで実施してきた民生委員・児童委員を対象とした研修会等、多様な事業と組み合わせ、有効な形で展開を図ります。

2 自発的活動支援事業

区分	単位	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有

○実施に対する考え方・方策等

障がい団体等と連携を図りながら、障がいのある人をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを促進します。

任意事業

1 相談支援事業

単位(各事業を実施する数):箇所

区分	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた一貫した支援が受けられる相談支援体制の構築に努めます。また、地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

2 コミュニケーション支援事業

単位(設置事業):箇所
単位(派遣事業):件

区分	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
手話通訳者設置事業	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	13	15	16	16	16	16

○実施に対する考え方・方策等

手話通訳者派遣、要約筆記者派遣事業を継続して実施していきます。また、派遣体制強化のために引き続き手話奉仕員養成講座も実施していきます。

3 日常生活用具給付等事業

単位:件

区分	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
介護・訓練支援用具	6	0	5	5	5	5
自立生活支援用具	7	8	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	7	6	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	13	14	15	15	15	15
排泄管理支援用具	507	574	620	671	722	773
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	3	3	3	3	3
移動支援事業	11	13	13	13	13	13

○実施に対する考え方・方策等

用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額等の見直しを適切に行っていきます。

4 地域活動支援センター事業

単位:箇所

区分	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	3	3	3	3	3	3

○実施に対する考え方・方策等

障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に努めます。

5 その他事業

単位(研修・開催事業):回
単位(その他の事業):人

区分	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (推計)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)
日中一時支援事業	62	69	69	69	69	69
訪問入浴サービス	2	2	2	2	2	2
自動車運転免許取得・改造費助成	1	1	1	1	1	1
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	1	1	1	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1	1	1	1	1	1

○実施に対する考え方・方策等

日中一時支援事業は、事業所と連携し、日中や学校の長期休みにおける活動の場等、サービス提供体制の確保に努めます。

その他の事業については、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

◆ 計画の推進体制

1 PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立てそれを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

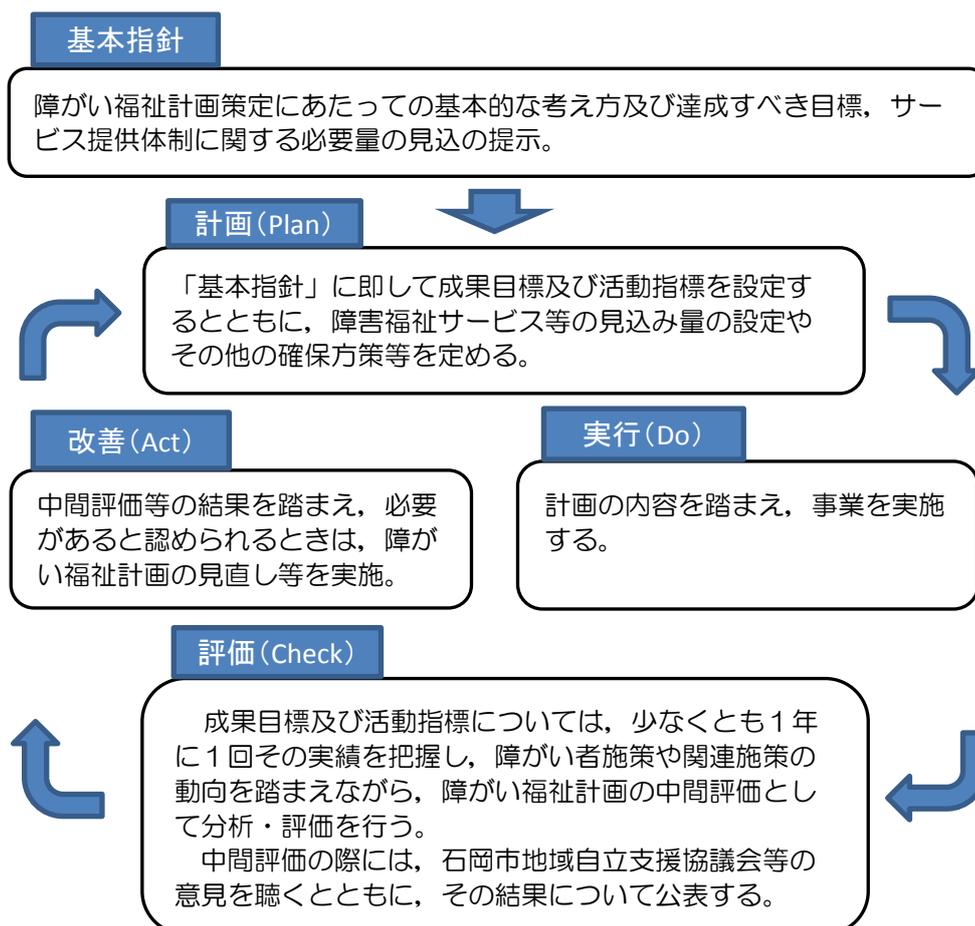
2 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

○成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

○中間評価の際には、石岡市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



◆ 資料編

障がいのある人の現状

本市における障がい者数は、下表のとおり平成25年度末で身体障がい者（児）2,731人，知的障がい者（児）522人，精神障がい者311人です。

単位：人

区 分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
身体障害者（児）	2,533	2,707	2,642	2,695	2,731
知的障害者（児）	460	476	489	503	522
精神障害者	176	208	235	250	311

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(1) 身体障害者手帳の交付状況

単位：人

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	64	75	20	9	25	21	214
視覚・平衡機能障害	0	88	28	39	0	62	217
音声・言語 そしゃく機能障害	0	0	18	8	0	0	26
肢体不自由	129	380	367	370	138	70	1,454
内部障害	536	3	109	172	0	0	820
合 計	729	546	542	598	163	153	2,731

資料：社会福祉課（平成26年3月末現在）

(2) 知的障害者（児）の障害程度別状況

単位：人

区 分	Ⓐ (再重度)	A (重度)	B (中度)	C (軽度)	合計
療育手帳	112	141	133	136	522

資料：社会福祉課（平成26年3月末現在）

(3) 精神障害者の等級状況

単位：人

区 分	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳	55	190	66	311

資料：社会福祉課（平成26年3月末現在）

障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

区分	サービス名	サービス内容	
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障がい者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援(A型)	雇用の就労や生産活動の機会の提供を行います。
		就労継続支援(B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
	相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
		計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
		地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
		地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の支援を行います。

サービス名	サービス内容
自立支援医療	更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。
高額障害福祉サービス等給付費	世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援（障害児支援利用援助）	障害児通所支援を利用する障がいのある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援（継続障害児支援利用援助）	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。
高額障害児通所給付費	世帯内で、障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準を超える場合は、利用者の負担を軽減するため高額障害児通所給付費を支給します。	

石岡市障がい福祉計画（第4期）

平成27年3月発行

発行者 石 岡 市
編 集 石岡市保健福祉部 社会福祉課
〒315-8640

茨城県石岡市一丁目1番地1 T e l . 0299 - 23 - 1111
F a x . 0299 - 27 - 5835